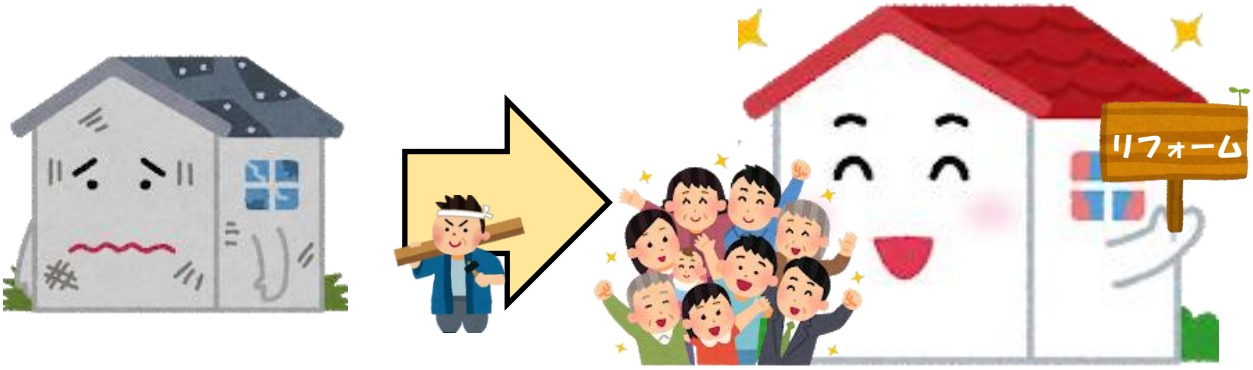
熊谷市空き家利活用（地域活性化リフォーム等）
補助金のご案内

空き家を地域活性化
のために活用する場合の
改修費用を補助します!!



補助対象となる地域活性化施設とは

- 地域交流施設　（いきいきサロン・子育てサロンなど）
- 子育て支援施設（こども食堂・学習支援施設など）

補助の主な要件

- 市内にある空き家を活用すること（**戸建住宅等に限る**）
- 市内の施工業者が行う空き家の改修等に要する工事であること
- 交付決定を受けた用途で、**１０年以上継続的**に活用すること等

補助率・補助金上限額

- 対象工事費用の**３分の２**を補助
- 補助金上限額は**２００万円**

申請期間等

- 令和８年５月１日から９月３０日まで

その他条件がございますので、
必ず事前に
ご相談ください!!

お問合せ　市民部 安心安全課 空家対策係
TEL０４８-５２４－１１１１内線３３２

手続きのながれ

事前相談
補助金交付申請
補助金交付決定
工事請負契約
工事着工
工事完了
完了報告
補助金確定通知
補助金請求
補助金振込

事前相談
事前に実施内容を説明いただき、補助の対象となるかの確認を行います。
（事業計画、収支予算、法人団体概要等を確認します。）
（国へ補助金の対象となるかどうかの確認も行います。）
交付申請に必要な書類等の御案内を行います。
書類に不備がある場合、受付できませんので、あらかじめ予約のうえ、事前相談にお越しください。**なお、予算に達し次第受付を終了します。**

交付申請に必要な書類
○　補助金交付申請書
○　事業計画書
○　収支予算書
○　申請者概要書（法人・団体に限る）
○　不動産登記事項証明書（建物及び土地）申請日から１か月以内発行
○　誓約書兼同意書
○　承諾書、賃貸借契約書（賃貸物件を活用する場合）
○　対象工事の見積書（市内事業者に限る）
○　空き家であったことの確認書類（電気、ガス、水道等の中止証明等）
○　現況写真（全景、工事予定箇所）
○　建築確認申請が必要な場合は、確認済証の写し
○　位置図
○　設計図
※　要件確認等のため、その他書類の提出をお願いすることがあります。
※　審査には、２～３週間かかります。

完了報告に必要な書類
○　補助金補助対象工事完了報告書
○　請負契約書の写し
○　領収書、内訳明細書の写し
○　補助対象工事箇所の写真（施行前、施行中、施工後）
○　建築確認申請が必要な場合は、検査済証の写し
○　耐震診断結果報告書の写し
（昭和56年5月31日以前の空き家を工事した場合）
○　リフォーム後の管理に係る契約書の写し
※　この他にも書類の提出をお願いすることがあります。

（注）
必要に応じて、空き家の現況、工事現場等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則により、その全額又は一部を返還していただくことがあります。

お問合せ　市民部 安心安全課 空家対策係
℡０４８－５２４－１１１１内線３３２